（公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ）

第三十八条　令第七条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格Ａ列四番とする。

（送付に要する費用の納付方法）

第三十九条　令第九条に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（第四十七条第一項及び第四十九条において単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求をした場合において、当該請求により得られた納付情報により納付する方法

（法第三十三条第二項第四号の総務省令で定める日）

第四十条　［略］

（政党交付金による支出に充てていない政党交付金等を引き継いだ旨の届出）

第四十一条　法第三十三条第三項の規定による届出に係る文書は、別記第十九号様式に準じて作成するものとし、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書に併せて届け出るものとする。

（政党交付金の交付の停止等の通知）

第四十二条　法第三十三条第六項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずる旨の通知は、別記第二十号様式から第二十二号様式までによるものとする。

（政党交付金の交付の停止等に係る告示）

第四十三条　法第三十三条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する告示は、別記第二十三号様式に準じて行うものとする。

（法第三十三条第十項の規定による控除の通知）

第四十四条　法第三十三条第十一項において準用する同条第六項の通知は、別記第二十四号様式によるものとする。

（報告書等の提出の督促）

第四十五条　［略］

（電磁的記録又は電磁的方法による提出等）

第四十六条　法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、法第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び法第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であった者に提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。）又は法第三十五条の文書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。

［新設］

［新設］

（法第三十三条第二項第四号の総務省令で定める日）

第三十八条　［同上］

（政党交付金による支出に充てていない政党交付金等を引き継いだ旨の届出）

第三十九条　法第三十三条第三項の規定による届出に係る文書は、別記第二十号様式に準じて作成するものとし、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書に併せて届け出るものとする。

（政党交付金の交付の停止等の通知）

第四十条　法第三十三条第六項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずる旨の通知は、別記第二十一号様式から第二十三号様式までによるものとする。

（政党交付金の交付の停止等に係る告示）

第四十一条　法第三十三条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する告示は、別記第二十四号様式に準じて行うものとする。

（法第三十三条第十項の規定による控除の通知）

第四十二条　法第三十三条第十一項において準用する同条第六項の通知は、別記第二十五号様式によるものとする。

（報告書等の提出の督促）

第四十三条　［同上］

（電磁的記録又は電磁的方法による提出）

第四十四条　法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書又は法第三十五条の文書（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。